

令和元年度 定期監査報告 (第4号)

1. 監査の対象 市民福祉部〔こども子育て課、社会福祉課、法人監査室、保健課〕
2. 監査の期間 自 令和元年 10月 15日
至 令和元年 11月 8日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成30年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
 - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 市民福祉部

● こども子育て課

○ こども子育て担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 外勤領収書において、平成 30 年 5 月 17 日に児童福祉費負担金を領収しているが、派出への払込が 6 月 22 日となっており不適切であるので、会計規則第 33 条の規定に基づき適正な収納金の取扱いとされたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 排水設備清掃業務委託（まつもと、こまば）の 12 月分の検査書において、契約書第 12 条の規定に基づき、完了届の届出の日から 7 日以内に検査がなされていない。
- (2) 消防設備点検業務（厚床）において、契約書に追加した条文の一部を砂消しで修正しているのは不適切であるので是正されたい。

● 社会福祉課

○ 社会援護担当

1. 収入事務について

【検討事項】

- (1) アイヌ住宅新築資金等貸付金元利収入及び生活保護費返還金の滞納分の繰越について、死亡や生活困窮等により長期にわたり納入がなく、今後も納入の見込みのないなかで、翌年度への繰越しが繰返されているので、回収不能な債権の整理について検討されたい。また、前回（平成 29 年度）の定期監査において、納入督促の強化、滞納者の現状把握と適正な措置及び滞納整理票の有効活用について、指摘したところであるが、十分な改善が見られないので、改めてその対応を検討されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 支出負担行為併用兼支出命令書に添付されている請求書において、ガソリンの給油量を 29 ℓで請求されているが、給油チケットでは 28.61ℓの給油となっており、0.39ℓ分多く支払っていることになるので確認のうえ適正な措置を講じられたい。

○ 福祉担当

1. 収入事務について

【検討事項】

- (1) 知的及び身体障害者福祉費負担金の滞納繰越分は、長期にわたり納入がないなかで、翌年度への繰越しが繰返されていることから、前回（平成29年度）の定期監査において、現状把握と適正な措置について指摘したところであるが、十分な改善が見られないので、改めてその対応を検討されたい。

● 法人監査室

- ・特記事項なし

● 保健課

○ 国保・年金担当

- ・特記事項なし

○ 保険税担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 支出負担行為伺兼支出命令書に添付されている請求書において、ガソリンの給油量は340の請求となっているが、給油チケットでは33.30と記載されており、0.70分多く支払っていることになるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。

○ 健康推進担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 成人病検診料個人負担金の収納金払込書兼収入原符集計票において、収納金は会計規則第33条の各項の規定に基づき指定金融機関派出所に払い込まなければならないが、土・日曜日に領収したものを休み明けの月曜日ではなく火曜日に、また水曜日に領収したものを翌週の月曜日に払い込まれているものが見られるので、収納金は管理を含め厳正に取り扱われたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 賃金の支出負担行為伺兼支出命令書において、就労日数 21 日で 165,590 円を支出しているが、出勤簿の就労日数は 18 日で 142,100 円となり、結果として 23,490 円多く支払いを行っているので、精査のうえ適正な措置を講じられたい。
- (2) 根室市公衆浴場支援対策事業補助金の実績報告において、
 - ① 公衆浴場利用者拡大事業及びその他事業（市内公衆浴場無料循環バス運行）の補助金の予算額は、利用人数や実施回数等により積算されるもので、余剰金が生じたときは精算の対象となると考えられるが、303,498 円が公衆浴場安定供給事業に流用され、収入と支出が同額の決算書となっているので、余剰金を流用する必要性を明確にされ、補助事業の適正な運営に努められたい。
 - ② 平成 29 年度に承認された繰越金 21,005 円が、予算書を含め計上されておらず、用途が不明となっている。

【意見】

- (1) 医心伝心ネットワーク会議事業補助金の額の確定において、補助対象経費 1,406,432 円の事業に、補助金 1,000,000 円を支出しているが、繰越金 485,370 円が発生していること及び、前年度においても補助金 858,560 円に対し、繰越金 570,379 円となっていることから、繰越金の承認は、事業内容を精査され、その必要性について適正な判断を求めるものである。

3. 財産について

【指摘事項】

- (1) 備品購入費（灯油タンク）の支出負担行為伺兼支出命令書において、備品カード欄に財政課の受領印がなく備品異動報告書兼通知書が作成されておらず、備品の管理がなされていないので確認のうえ適正な措置を講じられたい。